

令和8年1月26日

各分野の専門家が空き家の相談に応じます！ ～福島市空き家の無料相談会～

空き家所有者が抱える悩みや問題を解決するため、【福島市における空き家等対策に関する連携協定団体】と一体となって、法律・不動産・建築・金融・行政などの各専門家による無料相談会を開催します。現在参加者を募集しています。

記

1 日 時：令和8年2月22日(日) 午前10時～午後2時(受付時間)

2 場 所：市民センター 314会議室(五老内町3番1号)

3 定 員：12組程度(先着順・予約制)

4 内 容

(1) 各分野の専門家が空き家の相談に応じます

- 空き家及び空き地の売買や賃貸、不動産評価などに関すること
- 相続や登記に関すること
- 空き家の解体やリフォームに関すること
- 草木の手入れなど空き家の管理に関すること
- 上記に係る資金相談に関すること

(2) 相談員【福島市における空き家等対策に関する連携協定団体】

司法書士、行政書士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、建築士、宅地建物取引士、
シルバーパートナーズセンター、銀行、市職員

5 応募方法

市ホームページ(福島市空き家無料相談会の開催について)、
または下記URL、右記QRコードから(24時間対応)
<https://logoform.jp/form/PBtX/861551>



担当:都市計画課 空家・空地対策室
課長 斎藤、主任 野木
電話 024-573-2751(直通)

空き家の 無料相談会

空き地の
ご相談も

空き家で
お困り
ですか？

相続したけど
どうしたら
いいの？

解体費用って
どのくらい
かかるの？

空き家・空き地を
売りたい！貸したい！

空き家・空き地に関するお悩みやご相談に対し、
法律・不動産・建築・金融・行政等の専門家がお答えします!!



2026 **2/22** 日

午前10時～午後2時

※予約制で1組40分程度の相談

12組程度(予約制)

持参物
(必須)

- 登記事項証明書
- 公図
- 建物の間取り図
- 建物の写真

日時

場所

申込先

福島市市民センター
3階 314会議室

福島市五老内町3番1号

福島市都市計画課 空家・空地対策室
☎024-573-2751

※Zoomでの相談も可能です

※空き家になる前段階の相談も可能です

（主催）福島市・福島市における空き家等対策に関する連携協定団体

オンライン
申込み



「空き家の無料相談会」申込書

相談カード

空き家・空き地の状況や相談内容がわかるとスムーズに相談が進みます。

時間帯やご相談内容によっては、お待ちいただく場合がございますのでご了承ください。

日程や時間帯が合わず、参加できない場合は、随時、都市計画課でご相談を受け付けます。

オンラインまたは
電話にて
ご予約ください

☎ 024-573-2751

※お電話で予約の場合、相談内容の確認をいたしますので、下記事項の記入をお願いいたします。

参加方法	<input type="checkbox"/> ご来場 <input type="checkbox"/> オンライン (Zoom)			
来場希望時間	<input type="checkbox"/> 午前10時 <input type="checkbox"/> 午前11時 <input type="checkbox"/> 午後1時 <input type="checkbox"/> 午後2時 ※多数の来場者希望者がいる場合、来場時間を変更いただく場合がありますのでご了承ください			
相談者情報	名前	ふりがな	該当するものに○を付けてください 所有者【 本人 家族 親族 】 近隣住民 その他 ()	
	住所			
	電話番号			
空き家所在地	福島市		区域 ※市記入欄	市外化区域 市外化調整区域 都市計画区域外
相談内容	該当する相談項目に○を付け、具体的な相談内容をご記入ください (複数選択可)			
	1 売却・賃貸			
	2 相続・登記			
	3 解体・リフォーム			
	4 除草等管理			
	5 資金相談			
	6 その他			

